

東日本大震災により被災された中高生及びその保護者様へ

大分県では、東日本大震災により被災された中高生及びその保護者様を支援するために、「大分県私立学校被災児童生徒授業料等減免補助金交付要綱」等を制定しております。

被災地から避難して大分県内の私立学校へ進学した生徒さんに対し、授業料等を減免するという制度です。

補助対象事業は、次のとおりです。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、学校設置者が次の各号に掲げる生徒等に対して行う授業料等（授業料、保育料、その他知事が定める経費をいう。以下同じ。）を減免する事業とする。

(1) 東日本大震災の被災地から避難し県内の私立学校に在籍（事実上の就学も含む。以下同じ。）する生徒等で、学資の負担に堪えられず、学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの

(2) 県内の私立学校に在籍する生徒等で、東日本大震災に起因する事情により学資の負担に堪えられなくなり、学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの

別表（第3条関係）……補助の額

学校種	補助対象経費	生徒1人当たりの補助年額	補助率
中学校	授業料	年間授業料から他の補助金を差し引いた額について学校設置者が減免した額 (上限557,300円)	10/10
高等学校	授業料	年間授業料の合計から他の補助金等（高等学校等就学支援金等）を差し引いた額について学校設置者が減免した額 (上限540,400円)	10/10

岩田学園では東日本大震災により被災された生徒の皆さんで、大学進学を視野に入れた学校探しをされている方のご相談を受けるようにしております。

また、男女共に生徒寮を完備しておりますので、一家転住で大分県に来ることができなくても、生徒さんを受け入れることが可能です。